

奈良市公報

第 2 6 4 号

平成23年1月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 一般競争入札の実施…………… 1
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 3
- 都市計画下水道の変更…………… 3
- 道路の位置指定（2件）…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 梅の郷月ヶ瀬温泉の臨時開場…………… 4
- 都祁温泉フィットネスバードの開場時間の変更及び臨時休場…………… 5
- 奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 5
- 奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 5
- 住居番号の設定…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 放置自転車等の処分…………… 5
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 6
- 奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 住民票の職権削除…………… 8
- 街区の区域等の変更…………… 8
- 指定管理者の指定…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場…………… 9
- 奈良市入札監視委員会要綱…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 指定管理者の指定…………… 10
- 都市計画生産緑地地区の変更…………… 10
- 指定管理者の指定…………… 10
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 11
- 一般競争入札の実施…………… 11
- 指定管理者の指定（6件）…………… 12
- 農用地利用集積計画の縦覧…………… 13
- 農業振興地域整備計画の変更…………… 14
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 14
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 14
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 14

監 査

- 住民監査請求に係る監査結果の公表…………… 15

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 20
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 21
- 一般競争入札の実施…………… 21

教 育 委 員 会

- 奈良市立富雄第三小学校・奈良市立富雄第三中学校小中一貫教育実施に伴う奈良市立小学校及び奈良市立中学校の就学指定の特例に関する要綱…………… 22
- 定例教育委員会の開催…………… 23
- 臨時教育委員会の開催…………… 23

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 23

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程…………… 23

告 示

奈良市告示第584号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

JR奈良駅南特定土地区画整理事業整備工事ほか45件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止

期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

(7) 平成22年8月31日をもって、入札参加停止期間の軽減となった者は、コンプライアンス遵守の誓約書を入札参加時に提出すること。(未提出者のみ)

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(電子入札参加に必要な資格)

(1) 発注番号1については、本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。

(2) 発注番号2については、本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。

(3) 発注番号3については、本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がC-1に格付されていること。

(4) 発注番号20については、本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がC-1に格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成22年12月6日までは閲覧コーナー、同月7日以降は契約課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年12月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年12月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成22年12月1日から12月6日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成22年12月7日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成22年12月8日から開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないもの

とする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成22年12月1日揭示済)

奈良市告示第585号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
杣川幹線-46	奈良市藤ノ木台一丁目696-14	奈良市藤ノ木台一丁目691-2
西登美ヶ丘幹線-18	奈良市西登美ヶ丘一丁目4024-20	奈良市西登美ヶ丘一丁目4024-19
押熊第2幹線-71	奈良市秋篠町1546-1	奈良市秋篠町1554-1
押熊第2幹線-72	奈良市秋篠町1546-30	奈良市秋篠町1554-1
山陵第2幹線-94	奈良市山陵町970-2	奈良市山陵町967-1
山陵第2幹線-95	奈良市山陵町970-2	奈良市山陵町969
西大寺南幹線-233	奈良市西大寺新田町535-1	奈良市西大寺新田町565-1
都跡幹線-324	奈良市法華寺町291-5	奈良市法華寺町295-3

道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年12月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年12月1日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成22年12月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市藤ノ木台一丁目、西登美ヶ丘一丁目、秋篠町、山陵町、西大寺新田町及び法華寺町の各一部

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

(平成22年12月1日揭示済)

奈良市告示第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市建設部下水道室下水道建設課において公衆の縦覧に供します。

平成22年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道

奈良市公共下水道

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

拡大する部分

奈良市秋篠町、尼辻町、歌姫町、大和田町、杏町、五条町、佐紀町、東九条町、中町、二条大路南一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目、

二条大路南五丁目、二条町一丁目、八条三丁目、白毫寺町、藤原町、古市町、法華寺町、山陵町、三碓町、南新町、山町、横井町及び鹿野園町の各一部

削除する部分

奈良市青垣台一丁目、赤膚町、秋篠町、秋篠早月町、油阪町、尼辻北町、尼辻中町、尼辻南町、石木町、今在家町、今辻子町、大宮町一丁目、大宮町二丁目、大宮町三丁目、大宮町四丁目、大宮町五丁目、大宮町六丁目、大宮町七丁目、大和田町、学園朝日元町二丁目、学園大和町二丁目、学園大和町三丁目、学園大和町四丁目、柏木町、杏町、川上町、北魚屋西町、北川端町、北袋町、北御門町、恋の窪一丁目、恋の窪三丁目、五条町、五条畑二丁目、西九条町、西九条町五丁目、西大寺国見町一丁目、西大寺栄町、西大寺新町二丁目、西大寺東町二丁目、佐紀町、三条大路一丁目、三条大路二丁目、三条大路三丁目、三条大路四丁目、三条大路五丁目、三条川西町、三条栄町、三条松町、四条大路五丁目、四条大路南町、七条町、七条二丁目、七条東町、芝辻町、芝辻町一丁目、芝辻町三丁目、芝辻町四丁目、菅原町、大安寺西一丁目、大安寺西二丁目、大安寺西三丁目、高天町、多門町、千代ヶ丘一丁目、富雄川西一丁目、富雄川西二丁目、富雄北一丁目、富雄北三丁目、富雄元町二丁目、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、鳥見町二丁目、鳥見町四丁目、中筋町、中町、中山町、中山町西一丁目、中山町西二丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、西包永

町、西千代ヶ丘一丁目、西ノ京町、西之阪町、西御門町、二条大路南一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目、二条大路南五丁目、二条町一丁目、二条町二丁目、二条町三丁目、二名一丁目、二名二丁目、二名三丁目、二名四丁目、二名平野一丁目、二名平野二丁目、登大路町、八条町、八条四丁目、八条五丁目、東向北町、東向中町、藤ノ木台一丁目、宝来町、宝来一丁目、宝来二丁目、宝来三丁目、宝来四丁目、宝来五丁目、法蓮町、法華寺町、山陵町、三碓町、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓四丁目、三碓五丁目、三碓六丁目、三碓七丁目、三松一丁目、三松四丁目及び六条町の各一部

(平成22年12月1日揭示済)

奈良市告示第587号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成22年12月3日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市大安寺西三丁目185番9の一部
道路の幅員	最大4.05m 最小4.05m
道路の延長	29.65m
指定年月日	平成22年12月3日
指定番号	第22014号

(平成22年12月3日揭示済)

奈良市告示第588号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成22年12月3日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市林小路町1番地1
申請者氏名	株式会社ビルド 代表取締役 堀 良一
道路の位置	奈良市出屋敷町192番地の一部
道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m

道路の延長	34.91m
指定年月日	平成22年12月3日
指定番号	第22011号

(平成22年12月3日揭示済)

奈良市告示第589号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月3日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年12月2日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年12月3日揭示済)

奈良市告示第590号

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第3条の2第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成22年12月6日

奈良市長 仲川元庸

- 施設名
梅の郷月ヶ瀬温泉

2 臨時に開場する日時
平成23年1月1日
午前11時から午後8時30分までとする。ただし、入場は、午後8時までとする。
(平成22年12月6日揭示済)

奈良市告示第591号

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第3条の3第2項の規定により次のとおり開場時間を変更し、及び臨時に休場します。

平成22年12月6日

奈良市長 仲川元庸

1 開場時間を変更する施設

(1) 施設名

都祁温泉フィットネスバード 温泉及びプール

(2) 開場時間を変更する日

平成23年1月1日から同月3日まで

(3) 変更後の開場時間

午前11時から午後7時まで

(ただし、入場は午後6時30分まで)

2 臨時休場する施設

(1) 施設名

都祁温泉フィットネスバード トレーニング室

(2) 臨時休場する日

平成23年1月1日から同月3日まで

(平成22年12月6日揭示済)

奈良市告示第592号

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年12月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱（平成20年奈良市告示第300号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 奈良市三条本町1番80号 奈良市JR奈良駅周辺開発事務所内

第6条第2項第1号中「火曜日」を「土曜日」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

第6条第2項第3号を削り、同項第4号中「まで」の次に「(前号に掲げる日を除く。)」を加え、同号を同項第3号とする。

附則

この告示は、平成22年12月27日から施行する。

(平成22年12月6日揭示済)

奈良市告示第593号

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年12月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成16年奈良市告示第448号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「奈良市三条本町8番1号」を「奈良市三条本町1番80号」に改め、同条第2項第1号中「火曜日」を「土曜日」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

第9条第2項第3号を削り、同項第4号中「まで」の次に「(前号に掲げる日を除く。)」を加え、同号を同項第3号とする。

附則

この告示は、平成22年12月27日から施行する。

(平成22年12月6日揭示済)

奈良市告示第594号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成22年12月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成22年12月6日揭示済)

奈良市告示第595号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年12月7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年12月7日揭示済)

奈良市告示第596号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、

奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成22年12月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成22年12月21日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年9月2日から同月3日まで、同月6日、同月9日、同月13日、同月16日から同月17日まで、同月25日、同月28日及び同月30日

(平成22年12月7日揭示済)

奈良市告示第597号は、奈良市公報号外第5号に掲載

奈良市告示第598号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年12月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第156号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2,625万円」を「38,062,000円」に改める。

別記第1号様式中「(上限2,625万円)」を「(上限38,062,000円)」に改める。

附則
(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年12月8日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成22年12月8日揭示済)

奈良市告示第599号

別表（第2条関係）

整備する設備	防火対象物の床面積の面積要件	グループホームの要件
スプリンクラー	275平方メートルから1,000平方メートルまで	消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）附則第2条第2項の規定により平成24年3月31日までの間なお従前の例によることとされた平成21年4月1日現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは

奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年12月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第461号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー等整備費補助金交付要綱

第1条中「スプリンクラーを整備する」を「スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備（以下「スプリンクラー等」という。）を整備する」に改め、「認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助金」の次に「(以下「補助金」という。)」を加える。

第2条中「消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）附則第2条第2項の規定により平成24年3月31日までの間なお従前の例によることとされた平成21年4月1日現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物である」を「別表に掲げる整備する設備の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす」に改め、同条第2号中「スプリンクラー」を「スプリンクラー等」に改める。

第3条中「スプリンクラー整備事業」を「スプリンクラーを整備する事業（認知症高齢者グループホームに係るものに限る。）及び自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を整備する事業」に改める。

第4条中「スプリンクラー」を「スプリンクラー等」に改める。

第5条中「延べ床面積1平方メートル当たり9,000円にグループホームの床面積を乗じて得た」を「次に掲げる設備の区分に応じ当該各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) スプリンクラー設備 延べ床面積1平方メートル当たり9,000円にグループホームの床面積を乗じて得た額
- (2) 自動火災報知設備 1施設当たり1,000,000円
- (3) 消防機関へ通報する火災報知設備 1施設当たり300,000円

附則の次に次の別表を加える。

		模様替えの工事中の防火対象物であるグループホーム
	275平方メートル未満	平成22年9月29日現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物であるグループホーム
自動火災報知設備	300平方メートル未満	平成22年9月29日現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物であるグループホーム
消防機関へ通報する火災報知設備	500平方メートル未満	平成22年9月29日現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物であるグループホーム

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第6条関係)

申請額算出内訳書

総事業費(円) A	算定基準による算定額					寄附金その他の収入額(円) G	対象経費の実支出予定額(円) H = A - G	補助金の額(円) I
	面積(m ²) B	スプリンクラー設備(1m ² 当たり)(円) C	自動火災報知設備(円) D	消防機関へ通報する火災報知設備(円) E	算定額合計(円) F = B × C + D + E			

- (注) 1 A欄には、スプリンクラー等整備費の額を記入すること。
 2 B欄の延べ床面積については、小数点第1位を四捨五入すること。
 3 I欄には、A欄、F欄、H欄の金額を比較していずれか低い額を記入すること。

別記第2号様式中「スプリンクラー整備事業」を「スプリンクラー等整備事業」に改める。

別記第3号様式中「奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備事業費補助金」を「奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー等整備費補助金」に、「スプリンクラーの」を「スプリンクラー等の」に改める。

第5号様式(第8条関係)

別記第4号様式中「奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備事業費補助金」を「奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー等整備費補助金」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

精算額算出内訳書

総事業費(円) A	算定基準による算定額					寄附金その他の収入額(円) G
	面積(m ²) B	スプリンクラー設備(1m ² 当たり)(円) C	自動火災報知設備(円) D	消防機関へ通報する火災報知設備(円) E	算定額合計(円) F = B × C + D + E	

対象経費の実支出額 (円) H = A - G	補助金の額 (円) I	奈良市補助額 (円) J = I	奈良市補助金受入済額 (円) J	差引過不足額 (円) K = I - J

- (注) 1 A欄には、スプリンクラー等整備費の額を記入すること。
 2 B欄の延べ床面積については、小数点第1位を四捨五入すること。
 3 I欄には、A欄、F欄、H欄の金額を比較していずれか低い額を記入すること。

別記第6号様式中「スプリンクラー整備事業」を「スプリンクラー等整備事業」に改める。

附 則

この告示は、平成22年12月8日から施行し、この告示による改正後の奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー等整備費補助金交付要綱の規定は、平成22年度予算に係る補助金から適用する。

(平成22年12月8日揭示済)

奈良市告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年12月8日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成22年11月4日 奈良市指令都整開 第10A-20号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年12月8日 第1240号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市北永井町554番6、554番8、554番12及び554番13
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市北永井町554番地の8 南浦 静夫
大和高田市南今里町1-3 北野 博之
奈良市大宮町一丁目3番1号 鎌田 康雄
(平成22年12月8日揭示済)

奈良市告示第601号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対し

て審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成22年12月8日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成22年12月8日揭示済)

奈良市告示第602号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成22年12月9日

奈良市長 仲川元庸

- 変更の年月日
平成22年12月9日
- 街区の区域及び街区符号
(1) あやめ池北一丁目の一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。
別図1及び別図2省略

(平成22年12月9日揭示済)

奈良市告示第603号

奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月9日

奈良市長 仲川元庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町2786番地
奈良市立柳生診療所
奈良市横田町336番地の1
奈良市立田原診療所
- 指定管理者の所在地及び名称
東京都千代田区平河町二丁目6番3号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康

- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市立診療所設置条例第2条に規定する業務の実施に関すること。
- (2) 奈良市立柳生診療所及び奈良市立田原診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。
- (平成22年12月9日揭示済)

奈良市告示第604号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年12月9日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年12月9日揭示済)

奈良市告示第605号

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成22年12月10日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光駐車場	平成22年12月31日午後8時 ～平成23年1月1日午前8時

(平成22年12月10日揭示済)

奈良市告示第606号

奈良市入札監視委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年12月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市入札監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、奈良市又は奈良市水道局が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）について、入札及び契約の過程及び内容の透明性を高めると

もに公正な競争を確保するため、奈良市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、審議を行い、意見を述べること。
- (2) 委員会が抽出した工事等に関し、一般競争入札資格等の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等について審議を行い、意見を述べること。
- (3) 競争入札及び随意契約における入札及び契約手続並びに入札参加停止に係る再苦情処理について意見を述べること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項について調査し、又は市長及び水道事業管理者（以下「市長等」という。）に意見を具申し、若しくは報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、人格、識見に優れ、公正かつ中立の立場で、客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 入札に関連する会社の顧問等特定の会社と密接な関係のある者又は職員であった者は、委員となり関与することができない。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長になる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 第2条第1号及び第2号に掲げる事項に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として3箇月に1回開催する。ただし、同条第3号に掲げる事項に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）及び同条第4号に掲げる事項に係る会議は、必要に応じ開催する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則非公開とし、会議の議事概要は、これを公表するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議を公開することができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(抽出の委任)

第7条 第2条第2号の工事等の抽出は、あらかじめ委員長が指名した委員に委任することができる。

(意見の具申又は報告)

第8条 委員会は、第2条第1号及び第2号に掲げる事項に関し、報告の内容又は審議した工事等について不適切な点又は改善すべき点にあるときは、市長等に対して、意見の具申又は報告を行うものとする。

2 委員会は、前項の意見の具申若しくは報告又は第2条第4号の意見の具申若しくは報告を行った場合には、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、市長又は水道事業管理者から第2条第3号に掲げる事項に関し、審議の依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、再苦情処理の申立てがあった日からおおむね50日以内に市長又は水道事業管理者に報告するものとする。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号から第4号までに掲げる事項について、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、契約課において行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年12月10日から施行する。

(平成22年12月10日揭示済)

奈良市告示第607号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年12月10日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年12月10日揭示済)

奈良市告示第608号

奈良市南福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南永井町45番地の1
奈良市南福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目9番10号
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 福井重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人福祉センター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市南福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市南福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成22年12月13日揭示済)

奈良市告示第609号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成22年12月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市大森町、大森西町、押熊町、恋の窪東町、菅原町、大安寺三丁目、大安寺四丁目、中町、中山町、中山町西一丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、宝来一丁目、三松四丁目及び六条二丁目の各一部

(平成22年12月13日揭示済)

奈良市告示第610号

奈良市総合医療検査センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に

関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市柏木町519番地の5
奈良市総合医療検査センター
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柏木町519番地の7
社団法人 奈良市医師会
会長 北岡 孝
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 各種がん検査を含む生活習慣病検診その他の検診に関すること。
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による健康診査に係る血液等検査その他病体生理学的検査に関すること。
 - (3) 体力測定、運動機能測定その他の健康回復に関すること。
 - (4) 保健医療の調査研究並びに保健医療情報の収集及び提供に関すること。
 - (5) センターの施設及び附属設備の維持管理並びにその他センターの設置目的を達成するために必要な事業。
 - (6) その他市長が定めること。
- （平成22年12月13日揭示済）

奈良市告示第611号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成22年12月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
- （平成22年12月13日揭示済）

奈良市告示第612号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成22年12月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
- （平成22年12月14日揭示済）

奈良市告示第613号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
交通安全施設整備工事（東九条町地内・南部第152号線）ほか18件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
告示日から平成22年12月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は契約課窓口
- 4 開札の場所

<p>奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効</p> <p>ア 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札</p> <p>ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p> <p>エ 入札書に記名押印のない入札</p> <p>オ 入札金額を訂正した入札</p> <p>カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札</p> <p>キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札</p> <p>ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書</p> <p>ケ 入札書の日付が開札日でない場合</p> <p>コ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成22年12月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課に持参してください。</p> <p>9 入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成22年12月21日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</p> <p>(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。</p> <p>(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(4) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部契約室契約課</p>	<p>電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略 (平成22年12月15日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第614号</p> <p>奈良市東之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。</p> <p>平成22年12月15日 奈良市長 仲川 元庸</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市東之阪町14番地の4 奈良市東之阪共同浴場</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市東之阪町20番地 奈良市東之阪町自治会 自治会長 松田 好則</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(1) 奈良市東之阪共同浴場の供用に関すること。</p> <p>(2) 奈良市東之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(3) その他市長が定めること。</p> <p>(平成22年12月15日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第615号</p> <p>奈良市西之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。</p> <p>平成22年12月15日 奈良市長 仲川 元庸</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市西之阪町29番地の1 奈良市西之阪共同浴場</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市油阪町1番地の98 奈良市西之阪町自治会 自治会長 大橋 昌広</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(1) 奈良市西之阪共同浴場の供用に関すること。</p> <p>(2) 奈良市西之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(3) その他市長が定めること。</p> <p>(平成22年12月15日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第616号</p>
--	---

奈良市横井共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横井二丁目250番地の13
奈良市横井共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市横井五丁目444番地の1
奈良市横井町自治連合会
会長 榎木 晴彦
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市横井共同浴場の供用に関すること。
(2) 奈良市横井共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成22年12月15日揭示済)

奈良市告示第617号

奈良市古市西共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町1,503番地の1
奈良市古市西共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町1,367番地の10
奈良市古市町自治連合会
会長 中村 正治
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市古市西共同浴場の供用に関すること。
(2) 奈良市古市西共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成22年12月15日揭示済)

奈良市告示第618号

奈良市杏中共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杏町386番地の1
奈良市杏中共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町345番地
奈良市杏中町自治会
自治会長 阪原 重朝
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市杏中共同浴場の供用に関すること。
(2) 奈良市杏中共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成22年12月15日揭示済)

奈良市告示第619号

奈良市杏南共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杏町85番地
奈良市杏南共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町126番地
奈良市杏南町自治会
自治会長 東雲 伸三
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市杏南共同浴場の供用に関すること。
(2) 奈良市杏南共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成22年12月15日揭示済)

奈良市告示第620号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成22年12月15日揭示済)

奈良市告示第621号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
 (1) 奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）
 (2) 都祁農業振興地域整備計画

- (3) 月ヶ瀬農業振興地域整備計画
 2 変更後の農業振興地域整備計画書（農業・農村整備計画書）の写しの縦覧場所
 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市観光経済部農林課内
 （平成22年12月15日揭示済）

奈良市告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院	奈良県奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル102号	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成22年7月1日 平成22年7月1日
中川 勝裕	奈良県奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル102号		
ぼればれ四条大路リハビリ・サロン	奈良県奈良市四条大路二丁目860-1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年11月1日 平成22年11月1日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15		
エルケア株式会社エルケア奈良富雄ケアセンター	奈良県奈良市富雄元町二丁目3-29上田ビル102号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成22年12月1日 平成22年12月1日
エルケア株式会社	大阪府大阪市浪速区難波中一丁目6-8		

(平成22年12月15日揭示済)

奈良市告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
谷口医院	奈良県奈良市朱雀五丁目3-8	平成22年10月31日
大和アイクリニック	奈良県奈良市西大寺栄町3-15梅守第2ビル3F	平成22年10月31日

中村歯科医院	奈良県奈良市中町4183-5	平成22年10月31日
--------	----------------	-------------

(平成22年12月15日揭示済)

奈良市告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年12月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良西デンタルクリニック	奈良県奈良市富雄元町二丁目2-1 富雄駅前木村ビル2F	平成22年11月1日

(平成22年12月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第22号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成22年12月2日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 高杉 美根子
同 松石 聖一
奈 監 第 97 号
平成22年11月30日

請求人

奈良市西登美ヶ丘8丁目10番22号

兒山 哲也 様

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 高杉 美根子
同 松石 聖一

住民監査請求の結果について(通知)

平成22年10月5日付けで提出のあった住民監査請求については同年10月6日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象

奈良市市民活動部市民活動推進課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成22年10月15日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成22年10月21日、市民活動部長、市民活動推進課長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨(原文のとおり)

(1) 行った財務会計上の行為等

平成21年度において、市民活動部市民活動推進課(以下「担当課」という)は、二名地区自治連合会(以下「二名連合会」という)に対し、奈良市地域活動推進交付金(以下「交付金」という)28万円を交付した。

(2) 行為の不当性の理由

本件の交付金の交付については、奈良市地域活動推進交付金交付要綱(以下「交付要綱」という)に定められ、その対象事業は第3条において3事業が具体的に規定されているところである。

しかるに、担当課においても二名連合会においても交付要綱の趣旨が十分には尊重されないままに安易に

その交付或いはその費消がなされている。これは交付金についての公金意識(taxpayerによる税を財源とするものであることの認識)が極めて希薄なままに機械的に制度が運営されており、緊張感を欠く馴合い行政の典型であって、市民或いは納税者の正常な感覚としては到底承服し難いものである。

具体的には以下の通り。

① 交付金の交付決定について

交付金の交付手続きにおいて、交付金の交付決定に当たっては、交付要綱第7条に定める交付金の交付申請に関わっての「検討し」および「適当であると認めた」という交付決定上期待されている審査過程を具体的には欠いたまま無作為に決定がなされている。

したがって、決定された交付金が交付要綱第3条に定めるとの対象事業に該当するものかどうかについては具体的には一切不明である。

なお、これについては行政文書開示請求により交付決定上作成した審査書類の開示を求めたが交付要綱上期待されているような内実を伴う職務の遂行或いは事務処理の跡付けは全く行われていないとのことであった。

また、二名連合会の支出のどの項目が交付要綱第3条の各事業に対応しているのかを担当課に問い質したが、交付金を交付しているにも拘わらず、そのような確認はしたことがないとのことであった。

② 交付金の使用実績について

同じく、交付金の使用実績についても、交付要綱第11条に定める「実績報告書」を具体的に事後検証することは全く行われていない。したがって、交付要綱第10条に定める「交付金の交付目的外の支出をしたときは、交付金の減額又は取消しを行うことがある。」との規定はこれを生かそうとしてもそれを裏付ける実務を伴わず完全に空文化している。

なお、これについても行政文書開示請求を行ったが職務の遂行状況は①と同様であった。

これを総括するに交付金の交付事務はその入り口においても出口においても共にノーケア・ノーチェックで遂行されており常識では想像し難い職務遂行実態になっている。

③ 二名連合会での使途について

さらには、交付団体である二名連合会の予算書或いは決算書を見るに、交付金の使途が判然とはせず、交付金以外の財源(連合会費=自治会負担金と各戸負担金)の本来の使途を勘案すると、結果的には交付金は交付金の交付対象事業外である交際費や懇親会補助費その他の間接費等にも目的外支出されている可能性が大きい。

会計上、交付金収入に関わる支出が区分経理されておらず(或いは付表なりとして交付金の支出の明細表が作成されていないため)断定は避けるが、因

みに決算書を整理解析して推計するに流用が疑われる余地はかなり大きい。

(3) 奈良市に生じた損害

適正な事務処理を以って職務遂行されたものとはいえ、かつ奈良市の法令遵守推進条例にも抵触する、その交付金28万円。

(4) 請求したい措置

交付金の返還請求はもちろん、さらには交付金要綱を死文化させないための交付金交付手続きの取扱い細目の制定を求めたい。

具体的には以下の通り。

① 交付金の返還請求

交付金28万円はいったん返還を求め、その使途が交付要綱第3条に該当する金額のみを更正決定の上で交付することを市長に対し求める。

なお当然のことながら、その使途を具体的に特定確認しておくことは必須とする。

② 交付金の使途の明確化

第6条の交付申請或いは第11条の実績報告書に関わっては、交付金についての収支は二名連合会の会計上区分経理することを求めるか或いは交付金の支出明細表の提出を求めることによってこれを明確化されたい。

これは公金の交付を行う奈良市としては納税者の付託を受けてその交付の厳格化と審査の効率化のために受益者である二名連合会に当然に要求してしかるべきものである。

③ 類似事態の精査等

本件はとりあえずは二名連合会の事案に関わるものであるが、奈良市内の地区自治連合会約50団体の大半(或いは全て?)について同様の問題が存在するのではないかと憶測されるのでこれを機会に全面的な精査と適正な措置も求めたい。

なお、そもそも本交付金制度が必要不可欠なものか金額を含めて再検討の必要があるのではないかと考えられるのでこれを機会に既得権化せずに真摯に見直しを行われたい。

交付金制度としては現にある個別自治会に対する「市自治会交付金」でもって十分であり、個別自治会の連絡協議機関たることを本旨とする二次機構たる地区自治連合会にまで交付金を配慮するのは税源の劣位配分或いはその予算消的費消を招来するものである。

5 監査対象事項

(1) 奈良市が二名地区自治連合会(以下「二名連合会」という。)に対し支出した平成21年度の奈良市地域活動推進交付金(以下「交付金」という。)が、奈良市地域活動推進交付金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条に該当しない不当な公金の支出にあたるかどうか。

(2) 二名連合会を除くその他47地区自治連合会(以下

「47地区連合会」という。)に交付した交付金の精査について。

なお、交付金制度の見直しについては、地方自治法第242条第1項の財務会計上の行為に該当しないので、監査対象事項とはならない。

6 監査の結果

(事実関係)

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 奈良市の自治会組織は平成21年4月1日現在、1,092の単位自治会、48の地区自治連合会、1の自治連合会で構成されている。その加入状況を見ると市内151,662世帯の内、自治会への加入は126,729世帯(加入率83.56%)、地区自治連合会への加入は106,425世帯(加入率70.17%)である。

二名連合会の世帯数は2,967世帯で、自治会への加入は2,713世帯(加入率91.44%)、地区自治連合会への加入は2,600世帯(加入率87.63%)である。

(2) 奈良市地区自治連合会は、おおむね小学校区ごとに組織されており、地区内の単位自治会相互の連絡調整を図り、市からの連絡・依頼事項の住民への周知や市政に対する住民要望事項の進達など、地域コミュニティの推進等、あらゆる活動に主導的に関わっている団体で、市内に48団体の地区自治連合会が組織されている。

(3) 要綱は次のとおりである。

奈良市地域活動推進交付金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市地区自治連合会に対し、その事業に要する経費の一部について交付金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この交付金の交付対象は、各地区自治連合会とする。

(対象事業)

第3条 この交付金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域の対話促進及び地域コミュニティの推進に必要な事業
- (2) 単位自治会要望事項などの集約に関する事業
- (3) 地域がともに支えあう地域福祉(防災・防犯活動を含む)の充実に関する事業

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算に定める額の範囲内において、市長が定める次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 均等割額
- (2) 世帯割額

2 前項第2号に掲げる世帯割額は、次の各号に掲げる基準により算定するものとする。

- (1) 4月1日現在の各地区自治連合会に加入している単位自治会の加入世帯数をもって算定する。
- (2) 地区自治連合会を年度途中で結成し、その運営を図る地区自治連合会に対しては、9月30日までに発足した連合会には全額を交付し、10月1日以降に発足した連合会については、年度末に至る月数をもって按分交付する。
- (交付金の交付手続)

第5条 交付金のうち均等割額及び世帯割額の交付手続は、次条から第11条までに定めるところによる。

(交付金の交付申請)

第6条 地区自治連合会長は、交付金の申請にあたり、交付金交付申請書(様式第1号)に事業計画書、予算書を添え市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、前項の規定による申請の事業計画、予算書等を検討し、適当であると認めた場合は、交付指令書(様式第2号)により、地区自治連合会長に通知するものとする。

(交付金の請求)

第8条 前条の通知を受けた地区自治連合会長は、請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付金の支払)

第9条 市長は、前条の規定による交付金の請求を受けたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(決定の取消)

第10条 市長は、交付団体が交付金の交付目的外の支出をしたときは、交付金の減額又は取消しを行うことがある。

(実績報告書)

第11条 交付団体は、当該会計年度の終了後、速やかに事業報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、市長が定める。

- (4) 二名連合会への交付金額は、要綱第4条に基づいて算定し、均等割額150,000円と、1世帯50円に平成21年4月1日現在の自治連合会への加入世帯数2,600世帯を乗じた世帯割額130,000円を合算した280,000円を、6月30日に交付している。

- (5) 二名連合会から提出された平成21年度二名地区自治連合会予算及び平成21年度二名地区自治連合会収支報告書は、次のとおりである。

ア 平成21年度二名地区自治連合会予算
収入の部

項目	21年度予算	摘要
前年度繰越金	939,688円	21/3/31現在の残高
奈良市交付金	278,950円	50円×2,579戸+150,000円
地区負担金	1,657,400円	
自治会負担金	110,000円	5,000円×22自治会
各戸負担金	1,547,400円	600円×2,579戸
雑収入	5,000円	共同募金事務費
預金利子	0円	
合計	2,881,038円	

支出の部

項目	21年度予算	摘要
奈良市連合会会費	35,000円	
西部地区協議会費	20,000円	
会議費	35,000円	
防災対策費	100,000円	
各種協力費	1,380,350円	
二名小協力費	462,450円	
二名幼協力費	100,000円	
地区社協協力費	357,900円	100円×2,579戸+100,000円
人権推進協議会	100,000円	
スポーツ協会	100,000円	
ラジオ体操	10,000円	
少年指導協議会	100,000円	
健全育成協議会	100,000円	
	50,000円	
共同募金	515,800円	200円×2,579戸
歳末助け合い募金	20,000円	
交際費	90,000円	朝市、卒業、入学
慶弔費	50,000円	
懇親会補助費	80,000円	新年懇親会補助として
事務費	20,000円	コピー用紙等
雑費	5,000円	振り込み手数料

支援団体補助金	50,000円	小学校・地域での活動
予備費	50,000円	福祉大会20周年記念
繰り越し金	429,888円	
合計	2,881,038円	

イ 平成21年度二名地区自治連合会収支報告書
収入の部

項目	決算額	摘要
前年度繰越金	939,688円	預金874,007・現金65,681
奈良市交付金	280,000円	50円×2,594戸+150,000円 端数整理300円
連合会会費	1,664,600円	
自治会負担金	110,000円	5,000円×22自治会
各戸負担金	1,554,600円	600円×2,591戸
雑収入	5,000円	共同募金事務費
預金利子	353円	銀行預金利子
収入合計	2,889,641円	

支出の部

項目	決算額	摘要
奈良市連合会会費	24,000円	
西部地区協議会費	18,000円	
会議費	30,916円	
防災・防犯対策費	100,000円	
協力金	1,330,140円	
二名小協力金	462,240円	
二名幼協力金	100,000円	
地区社協協力金	357,900円	
人権推進協議会	100,000円	
スポーツ協会	100,000円	
ラジオ体操助成金	10,000円	
少年指導協議会	50,000円	
健全育成協議会	100,000円	

グループ苑	50,000円	
共同募金	515,800円	
交際費	63,040円	朝市の経費、園、学校祝儀
懇親会補助費	74,665円	役員引継会・新年懇親会
事務費	2,582円	
支援団体補助金	62,886円	小学校環境整備(レッカー車・保険・飲み物代など)
雑費	1,260円	
予備費	50,000円	福祉大会20周年祝い会
支払合計	2,273,289円	
繰越金	616,352円	
合計	2,889,641円	

(6) 二名連合会に対する交付金の交付決定を行う際、市は、二名連合会の総会で議決された予算書において、交付金額280,000円以上の予算額2,881,038円が計上されていることを確認し、それをもって適正であるとして交付決定をした。当該年度終了後は、収支報告書に交付金額以上の決算額2,889,641円であることを確認し、適正に執行されたものとした。

(7) 二名連合会に交付した280,000円が、要綱第3条に基づき適正な支出であるかどうかを監査するため、二名連合会の収支報告書に追加して、詳細な資料提出を受け、交付対象事業であるか否かを事情聴取したところ、市の説明は次のとおりであった。

ア 防災・防犯対策費として支出された100,000円(①)は、二名地区自主防災・防犯会と協力連携して研修や防災訓練を実施しており、防災センターへの見学会時の交通費、防災訓練時のビニール袋やシート等の購入経費、防災備品のジャッキ等の購入経費、防犯備品のポール・のぼり等の購入経費、合計422,790円の経費の一部として負担したものであり、要綱第3条第3号に定められている地域がともに支えあう地域福祉(防災・防犯活動を含む)の充実に関する事業経費である。

イ 協力金として支出された地区社協協力金357,900円のうち100,000円(②)(注釈:予算書の摘要によると100円×2,579戸+100,000円であることから、257,900円は各戸徴収の自己財源であるので交付対象経費は100,000円となる)は、二名地区社会福祉協議会と協力連携して地域福祉に貢献する種々の事業を実施しており、毎週6カ所で行っている高齢者ふれあいの会の活動費、福祉バザー開催経費、健康ウォーク活動費、合計288,710円の経費の一部として負担したものであり、要綱第3条第1号に定められている地域の対話促進及び地域コミュニティの推進に必要な事業経費及び同第3号に定められている地域がともに支えあう地域福祉(防災・防犯活動を

含む)の充実に関する事業経費である。

ウ 協力金として支出された「グループ苑」への協力金50,000円(③)は、西登美ヶ丘分館を拠点に二名地域の女性たちが、独居高齢者等福祉対象者に毎月1回35世帯への配食サービス及び毎月1回35世帯を招待しての食事会を実施するボランティア活動にかかる材料費等の実費分の一部として補助しているもので、要綱第3条第1号に定められている地域の対話促進及び地域コミュニティの推進に必要な事業経費及び同第3号に定められている地域がともに支えあう地域福祉(防災・防犯活動を含む)の充実に関する事業経費である。

エ 交際費として支出された63,040円のうち23,040円(④)は、都祁吐山地区との地域交流事業として、朝市を3回実施した際のお茶代3,040円と、自治会長会議において救急・緊急及び地域医療の対応についての講話を開催した際の講師謝礼20,000円であり、要綱第3条第1号に定められている地域の対話促進及び地域コミュニティの推進に必要な事業経費及び同第3号に定められている地域がともに支えあう地域福祉(防災・防犯活動を含む)の充実に関する事業経費である。

オ 支援団体補助金として支出された62,886円(⑤)は、二名小学校の環境整備を目的にボランティアグループ(きこり隊)が、9月、11月の時期に草刈りや学校周辺の街路樹の剪定を行った際に要した経費として、飲み物代、レッカー借上料、ボランティア保険料等を補助しているもので、要綱第3条第3号に定められている地域がともに支えあう地域福祉(防災・防犯活動を含む)の充実に関する事業経費である。

以上、要綱第3条に該当する交付対象事業の経費は合計335,926円(①～⑤)である。

(監査委員の判断)

市は、交付金の申請や収支報告書の審査に当たっては、請求人の主張のとおり、交付金が要綱第3条に規定するどの事業に該当するか確認すべきである。

しかし、事実関係(5)のとおり提出された予算書及び収支報告書では、要綱第3条に該当するかどうか判断できず、事実関係(6)のとおり交付金以上の経費が計上され、執行されれば問題なしと処理していたことは適正に事務処理していたとは言えない。

市は、予算、決算の審査に当たっては、要綱第3条のどの事業に該当するか判断できるような資料を求めるべきである。

二名連合会に対し求めた詳細な資料により市が確認した事実関係(7)について考査することとする。

監査対象事項(1)について

ア 防災・防犯対策費として支出された100,000円(①)は、二名地区自主防災・防犯会と協力連携して研修や防災訓練を実施し、防災・防犯備品の購入

など、自主的な防災・防犯体制の充実や意識の高揚を図るための経費の一部として負担したものであることから、要綱第3条第3号の事業経費として適正と認められる。

イ 協力金として支出された地区社協協力金357,900円のうち交付対象とした100,000円(②)は、二名地区社会福祉協議会と協力連携して地域福祉に貢献する種々の事業を実施しており、住民相互の支え合いを高めるための活動や地域のふれあいを高める活動の経費の一部として負担したものであることから、要綱第3条第3号の事業経費として適正と認められる。

ウ 協力金として支出された「グループ苑」への協力金50,000円(③)は、独居高齢者等福祉対象者に配食サービスや食事会を実施するなど、地域住民のふれあいや安否確認等にも大きな役割を果たす活動にかかる経費の一部として補助したものであることから、要綱第3条第3号の事業経費として適正と認められる。

エ 交際費として支出された63,040円のうち23,040円(④)は、救急・緊急及び地域医療の対応についての講話経費であり要綱第3条第3号の事業として、また、都祁吐山地区との地域交流事業として実施している朝市の活動経費であり要綱第3条第1号の事業経費として適正と認められる。

オ 支援団体補助金として支出された62,886円(⑤)は、二名小学校の環境整備を目的にボランティアグループ(きこり隊)が、地元小学校の安全確保や環境整備を図るための活動に対して補助したものであることから、要綱第3条第3号の事業経費として適正と認められる。

以上、市から交付した交付金額280,000円は、要綱第3条第1号及び第3号に定められた交付対象事業の合計金額335,926円(①～⑤)に充当されており、適正に支出されたと認められる。

よって、二名連合会への交付金は、不当な公金の支出にはあたらない。

監査対象事項(2)について

請求人から、二名連合会以外にも同様の問題が存在するのではないかと憶測され、これを機会に全面的な精査と適正な措置を求められているところである。

47地区連合会の交付金については、事実関係(5)の二名連合会と同様に、具体的な内容の記載が乏しい予算書及び収支報告書が多くみられ、交付対象事業として適正であるかどうか判断できる状況にない。

要綱において交付対象となる事業を定め、それに基づき交付金を交付する以上、交付対象事業の内容を精査することは言うまでもない。

請求人の主張のとおり、当該交付金は、市において十分な精査が行われたとは言いがたい。

この精査不足は、事実関係(6)の二名連合会と同様に、

地区自治連合会の総会で議決された予算書及び収支報告書から、交付金額以上の予算が計上され支出されていることを確認するだけで、適正に支出されたものとしたことに起因している。

このことから、市は、公金の使途の透明性を高めるうえからも、事実関係(7)と同様に、47地区連合会から具体的な内容が掲載された資料の提出を求め、十分に精査して明確にすべきである。

その結果、要綱第3条に該当する交付対象事業経費の合計金額が、当該地区交付金額に満たない場合は、所要の措置を講じる必要がある。

よって、別紙のとおり市長に対して勧告した。

なお、平成22年度においても交付金が支出されており、今後、交付申請に基づく交付決定から実績報告までの交付手続きにおいては、市からの交付金の充当先の具体的な資料の提出を求め、十分に精査するよう市長に対し口頭で要望した。

奈 監 第 9 6 号
平成22年11月30日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 高 杉 美根子
同 松 石 聖 一

地方自治法第242条に基づく住民監査請求について
(勧告)

平成22年10月5日付けで提出のあった住民監査請求については、別紙請求人への通知のとおり、二名地区自治連合会を除くその他47地区自治連合会への平成21年度奈良市地域活動推進交付金についても、全面的な精査と適正な措置を求める請求には理由があると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により下記のとおり勧告する。

記

1 措置内容

二名地区自治連合会を除くその他47地区自治連合会に交付した平成21年度奈良市地域活動推進交付金が、奈良市地域活動推進交付金交付要綱に基づき適正に支出されたかどうか精査し、交付対象事業経費の合計金額が当該地区交付金額に満たない場合は、所要の措置を講じること。

2 措置期限

平成23年3月31日

なお、措置を講じられた場合は、地方自治法第242条第9項の規定によりその旨を監査委員に通知されたい。

(平成22年12月2日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第47号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良

市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成22年12月1日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内法蓮町地内ほか2件(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年12月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年12月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成22年12月1日掲示済）

奈良市水道局告示第48号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年12月2日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
奈良ヘルス工業株式会社	代表取締役 此尾 忠繁	奈良市八条一丁目756番地の4	平成22年11月30日

（平成22年12月2日掲示済）

奈良市水道局告示第49号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年12月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

舗装、市内右京二丁目～右京三丁目地内ほか2件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した

入札

- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年12月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年12月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成22年12月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第21号

奈良市立富雄第三小学校・奈良市立富雄第三中学校小中一貫教育実施に伴う奈良市立小学校及び奈良市立中学校の就学指定の特例に関する要綱を次のように定める。

平成22年12月7日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市立富雄第三小学校・奈良市立富雄第三中学校小中一貫教育実施に伴う奈良市立小学校及び奈良市立中学校の就学指定の特例に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市立富雄第三小学校（以下「富雄第三小学校」という。）及び奈良市立富雄第三中学校（以下「富雄第三中学校」という。）が小中一貫教育を実施することに伴い、奈良市立小学校通学区域について

（平成8年奈良市教育委員会告示第4号）及び奈良市立中学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第5号）に規定する通学区域の指定に特例を認め、小中一貫教育の拡大及び奈良市立三碓小学校（以下「三碓小学校」という。）の過大規模校の解消を図ることを目的とする。

（就学指定の特例）

第2条 奈良市立小学校通学区域についての規定にかかわらず、富雄第三小学校に就学できる者は、富雄第三小学校通学区域内に居住する児童のほか、次のいずれかに該当する三碓小学校通学区域内に居住する者で、その保護者が富雄第三小学校への就学を希望し、かつ、奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が承認したものとす。

- (1) 現に三碓小学校に在籍する4年生までの児童
- (2) 小学校入学予定者
- (3) その他教育委員会が特に必要と認める者

2 富雄第三中学校に就学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 富雄第三小学校に在籍する6年生
- (2) その他教育委員会が特に必要と認める者

3 第1号第2号及び前項第1号に掲げる者については、それぞれ小学校第1学年及び中学校第1学年から就学を認めるものとする。

（申請）

第3条 前条第1項の規定による教育委員会の承認を受けようとする者の保護者は、教育委員会に申請するものとする。

2 前項の申請（前条第1項第3号に該当する場合を除く。）は、教育委員会が定める期間内にしなければならない。

（承認）

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、当該児童の富雄第三小学校への就学を適当と認めたときは、これを承認するものとする。

（承認の制限）

第5条 教育委員会は、富雄第三小学校の施設、学級編成等やむを得ない理由があるときは、承認する者の数を制限するものとする。

2 前項の規定により承認する者の数を制限した場合において、当該数を超える申請があったときは、抽選により承認する者を選定するものとする。

（不承認）

第6条 教育委員会は、次に掲げるときは、承認しないものとする。

- (1) 前条第1項に規定する承認する者の数を超えた時。
- (2) 第3条第2項に規定する教育委員会が定める期間以外に申請があったとき。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第5条の規定は、平成22年12月7日から施行する。

(奈良市立小学校の就学指定の特例に関する要綱の一部改正)

2 奈良市立小学校の就学指定の特例に関する要綱(平成15年奈良市教育委員会告示第15号)の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

富雄北小学校通学区域内に居住する児童の就学指定の特例に関する要綱

(平成22年12月7日揭示済)

奈良市教育委員会告示第22号

平成22年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成22年12月10日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

1 日 時

平成22年12月14日(火)

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟6階 第2研修室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成22年度12月補正予算について
- (2) 平成23年度予算要求について
- (3) 東部地域学校規模適正化計画の進捗状況について
- (4) 奈良市立幼稚園園長候補者試験の実施について
- (5) 平成23年(平成22年度)奈良市成人式について

議 事

議案第44号 平成22年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
11月~12月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員は5名です。

(平成22年12月10日揭示済)

奈良市教育委員会告示第23号

平成22年12月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成22年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

1 日 時

平成22年12月21日(火)

午後2時から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議 事

議案第45号 小学校の統合・再編に伴う新校名の決定について

傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までで、定員は5名です。

(平成22年12月15日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第51号

平成22年12月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成22年12月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

50分の1の数 6,033人

6分の1の数 50,269人

3分の1の数 100,537人

(平成22年12月2日揭示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第2号

奈良市災害対策本部規程を次のように定める。

平成22年12月2日

奈良市災害対策本部長
仲川 元庸

奈良市災害対策本部規程

奈良市災害対策本部規程(平成14年奈良市災害対策本部告示第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 奈良市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)及び奈良市災害対策本部条例(昭和38年奈良市条例第18号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところに

よる。
(組織)

第2条 本部に次の部及び班を置く。

部	班
本部事務局	統括班、支部班
基盤対策部	土木復旧第一班、土木復旧第二班
保健救護部	救護班、保健班、衛生班
支援対策部	生活支援班、観光経済支援班
被災調査部	復旧・輸送班、調査班
環境対策部	環境班
消防対策部	消防班
水道対策部	庶務班、給水班、復旧班、水源班
避難所支援部	避難所統括班、避難所支援班、炊出し・食糧班

(部及び班の所掌事務)

第3条 部及び班の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(副本部長、危機管理監及び本部長付)

第4条 副本部長は、副市長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理するときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理するものとする。

3 危機管理監は、本部長の命を受け本部長及び副本部長を補佐し、危機管理体制の総合的な調整を図る。

4 本部長付は、法令遵守監察監及び消防局長をもって充て、副本部長及び危機管理監を補佐する。

(部長及び副部长)

第5条 部長及び副部长は、別表第2の部長及び副部长欄に掲げる者をもって充てる。

2 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

3 副部长は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部に部長付を置き、10級又は8級の職務にある職員(第1項の職員を除く。)をもって充て、所属する部の部長及び副部长を補佐する。

(班長及び副班長)

第6条 班に班長及び副班長(支部班及び救護班にあっては班長)を置き、別表第2の班長及び副班長欄に掲げる者をもって充てる。

2 班長は、上司の命を受け班の事務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

3 班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、副班長又は上席の班員がその職務を代理する。

(班員)

第7条 班員は、別表第2の班員欄に掲げる課等(課のかいを含む。)に属する職員をもって充てる。

(本部の設置基準)

第8条 法第23条第1項の規定により本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、大雨又は洪水等の注意報及び警報が市域を含めて発令され総合的な対策を必要とするとき。

(2) 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 市内に火災、爆発等が発生し総合的な対策を必要とするとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(本部会議)

第9条 災害に関する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部長付及び部長をもって構成する。

(本部駐在員)

第10条 本部事務局に本部駐在員として各班(水道対策部にあつては部)から1名以上を置き、部長が指名する者をもって充てる。

2 本部駐在員は、本部が設置された場合において、本部事務局に駐在し、情報収集及び当該本部駐在員の所属する部への伝達を遅滞なく正確に実施する。

(連絡員)

第11条 部に連絡員1名以上を置き、部長が指名する者をもって充てる。

2 連絡員は、本部が設置された場合において本部駐在員を通して本部事務局と当該連絡員の所属する部との連絡に当たるものとする。

(通報)

第12条 各班において災害情報を得たときは、直ちに本部事務局に通報するものとする。

2 本部事務局は、各班から災害情報を受理したときは、直ちに本部長、副本部長、危機管理監、本部長付及び部長に通報しなければならない。

(情報の発表)

第13条 災害情報の発表は、本部会議を経て、危機管理監が行うものとする。

(本部の閉鎖)

第14条 本部の閉鎖は、災害の応急措置が完了したときに、本部長の命により行うものとする。

2 本部閉鎖後の事後の対応は、危機管理監の命により行うものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、平成23年3月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

部名	班名	所掌事務
各班共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局及び他班との連絡調整に関する事。 2 被害状況の情報収集及び報告に関する事。 3 班内の連絡調整と部内協力に関する事。 4 班内業務計画の策定に関する事。 5 班内職員の活動計画に関する事。
	本部事務局	統括班
	支部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種民間団体の活用及び連絡調整に関する事。 2 所管地域の被害状況調査における調査班への協力に関する事。 3 救護班への協力に関する事。 4 土木、農林、簡易水道、下水道施設等の応急復旧等に関する事（月ヶ瀬担当及び都祁担当に限る。）。 5 避難所（各管内の指定施設）の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事（月ヶ瀬担当及び都祁担当に限る。）。
基盤対策部	土木復旧第一班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等の土木施設の応急復旧及び技術に関する事。 2 住宅内の障害物の除去に関する事。 3 下水道施設の応急復旧に関する事。 4 堤防等の危険測定及び水防工法の指導に関する事。 5 ため池、井せき等の危険測定及び水防工法の指導に関する事。 6 水利組合との連絡調整に関する事。 7 り災農地、山林、ため池等の復旧に関する事。
	土木復旧第二班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の誘導に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 4 応急仮設住宅の建築に関する事。 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく住宅の応急修理に関する事。 6 市有施設の応急修理に関する事。 7 り災農林業者に対する融資に関する事。 8 災害資金貸付に関する事。

保健救護部	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の開設に関する事。 2 傷病者の応急手当、助産その他の救護に関する事。 3 市立奈良病院との連絡調整に関する事。 4 救護班員の配備に関する事。 5 市医師会等との連絡調整に関する事。 6 救援救護に係る関係機関との連絡調整に関する事。
	保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の健康管理に関する事。 2 感染症の発生及びまん延の防止に関する事。 3 飲料水及び食品衛生に関する事。 4 愛がん動物の収容対策に関する事。 5 浸水被害における家屋の消毒に関する事。
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災による遺体の収容及び埋火葬に関する事。 2 警察署及び消防班等との連携に関する事。 3 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班の協力に関する事。
支援対策部	生活支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、災害救助法又は小災害に対する救助内規の適用手続に関する事。 2 生活必需品等の給（貸）与及び運搬に関する事。 3 応急物資の運搬及び配分に関する事。 4 救援物資（義援金を含む。）の受領及び配分に関する事。 5 災害ボランティア及び関係団体の受入れ、活用、連携及び連絡調整に関する事。 6 所管施設の使用協力に関する事。 7 要援護者対策に関する事。 8 災害援護資金の貸付けに関する事。 9 被災者生活再建支援金の申請等の受付に関する事。 10 応急仮設住宅の供与に関する事。 11 住宅の応急修理対象者の認定に関する事。
	観光経済支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客及び帰宅困難者の被災状況の把握及び安全対策に関する事。 2 観光客及び帰宅困難者に関する連絡及び調整に関する事。 3 通訳支援に関する事。 4 国際関係に関する連絡及び調整に関する事。 5 協定企業等からの応急食糧の調達に関する事。 6 労働の供給に関する事。 7 被災中小企業者に対する融資に関する事。 8 り災住宅の復旧資材購入幹せんに関する事。
被災調査部	復旧・輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者等の安全確保に関する事。 2 通信及び通話の確保に関する事。 3 物資車両等の調達及び確保に関する事。 4 災害用車両の配車に関する事（庶務班に属するものを除く。）。 5 庁舎及び所管施設の応急復旧に関する事。 6 情報設備の応急対策に関する事。 7 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班の協力に関する事。
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害家屋に係る調査に関する事。 2 り災証明書発行に関する事。 3 市税の減免等生活相談に関する事。 4 文化財及び所管施設に係る被害状況の調査並びに県との調整に関する事。 5 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班の協力に関する事。
環境対策部	環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における廃棄物の処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の管理及び応急復旧に関する事。 3 仮設トイレの調達及び関係業者との調整に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 4 被災地域のし尿処理に関する事。 5 被災地の環境保全に関する事。 6 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班の協力に関する事。
消防対策部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員及び消防団員の動員に関する事。 2 災害現場における救急活動に関する事。 3 災害現場における消防活動及び防災業務に関する事。 4 人命救助に関する事。 5 避難者の誘導に関する事。 6 消防無線通信の確保に関する事。 7 災害時の消防隊出動統制及び情報収集に関する事。 8 消防団員との連絡調整に関する事。 9 広報活動に関する事。 10 部の経理及び給与に関する事。 11 消防活動の運用に関する事。 12 水防資材の調達及び保守管理に関する事。
水道対策部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 水道の応急対策活動等の調整に関する事。 3 広報に関する事。 4 部内における被害状況のとりまとめに関する事。 5 部の災害用車両の管理及び配車輸送に関する事。 6 部の経理及び給与に関する事。
	給水班	<ul style="list-style-type: none"> 1 飲料水供給に関する事。 2 非常給水に関する事。
	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事。 2 水道施設の応急復旧工事に関する事。
	水源班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水源及び浄水施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。 2 水源及び浄水施設の応急復旧工事に関する事。
避難所支援部	避難所統括班	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の動員及び配備に関する事。 2 避難所に係る統括に関する事。 3 避難所における情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 社会教育等関係団体の活用及び連絡調整に関する事。 5 学校教育施設の使用協力に関する事。
	避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び避難者の収容に関する事。 2 避難所の管理運営の統括に関する事。 3 施設管理者等との連絡調整及び協力に関する事。 4 学用品の配布に関する事。
	炊出し・食糧班	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急食糧の炊出し等による食糧の給付に関する事。 2 炊出し等における関係機関との連絡調整に関する事。 3 避難所支援班への協力に関する事。

別表第2 (第7条関係)

部名	部長及び副部長	班名	班長及び副班長	班員
本部事務局	部長 市長公室長 副部長 市長公室理事	統括班	班長 市民安全課長 副班長 人事課長	市民安全課 財政課 企画政策課 交通政策課 秘書課 人事課 広報広聴課 行政経営課

		支部班	班長 月ヶ瀬行政センター所長 班長 都祁行政センター所長 班長 西部出張所長 班長 東部出張所長 班長 北部出張所長	月ヶ瀬行政センター 都祁行政センター 西部出張所 東部出張所 北部出張所
基盤対策部	部長 建設部長 副部長 都市整備部長	土木復旧第一班	班長 道路維持課長 副班長 農林課長	土木管理課 道路維持課 道路建設課 街路課 河川課 公園緑地課 下水道総務課 下水道維持課 下水道建設課 農林課
		土木復旧第二班	班長 都市計画課長 副班長 住宅課長	都市計画課 J R奈良駅周辺開発事務所 西大寺南区画整理事務所 開発指導課 建築指導課 景観課 営繕課 住宅課 農業委員会事務局
保健救護部	部長 保健所長 副部長 市民生活部長	救護班	班長 病院事業課長	病院事業課 救護班員
		保健班	班長 保健総務課長 副班長 保健予防課長	保健総務課 保健・環境検査課 生活衛生課 保健予防課 健康増進課
		衛生班	班長 生活環境課長 副班長 保護第一課長	生活環境課 保護第一課 保護第二課
支援対策部	部長 保健福祉部長 副部長 市民活動部長 副部長 保健福祉部理事 副部長 観光経済部長	生活支援班	班長 福祉総務課長 副班長 市民活動推進課長	福祉総務課 障がい福祉課 子育て課 福祉医療課 介護福祉課 介護認定課 長寿福祉課 市民活動推進課 文化・スポーツ振興課 人権施策課 各図書館（中央・北部・西部）
		観光経済支援班	班長 観光企画課長 副班長 商工労政課長	観光企画課 観光交流課 商工労政課

被災調査部	部長 総務部長 副部長 会計管理者	復旧・輸送班	班長 情報政策課長 副班長 管財課長	情報政策課 管財課 保健所等複合施設準備室
		調査班	班長 市民税課長 副班長 文化財課長	市民税課 資産税課 納税課 滞納整理課 債権整理課 文化財課 埋蔵文化財調査センター
環境対策部	部長 環境清美部長 副部長 企画部長	環境班	班長 企画総務課長 副班長 環境政策課長	企画総務課 衛生浄化センター 業務改善課 施設課 リサイクル推進課 収集課 まち美化推進課 環境清美工場 土地改良清美事務所 産業廃棄物対策課 環境政策課
消防対策部	部長 副局長 副部長 災害対策室長 副部長 情報救急室長	消防班	班長 危機管理統制監 副班長 総務課長	総務課 予防課 救急課 指令課 消防課 中央消防署 南消防署 西消防署 北消防署 東消防署
水道対策部	部長 水道事業管理者 副部長 業務部長 副部長 技術部長	庶務班	班長 経営管理課長 副班長 経理課長	経営管理課 総務課 経理課
		給水班	班長 給水課長 副班長 料金お客様課長	給水課 料金お客様課
		復旧班	班長 配水課長 副班長 漏水対策課長	配水課 漏水対策課 工務課
		水源班	班長 浄水課長 副班長 水質管理課長	浄水課 水質管理課 東部管理課
	部長 教育長 副部長 教育総務部長 副部長 学校教育部長 副部長 議会事務局長	避難所統括班	班長 教育総務課長 副班長 生涯学習課長	教育総務課 生涯学習課 人権啓発課 保育課
			(小学校担当) 班長 学校教育課長	避難所配置職員(小学校担当)

避難所支援部	避難所支援班		教育企画課 学校教育課 会計課 議会庶務課 議会議事課 議会調査課 男女共同参画課
		(中学校担当) 副班長 学務課長	避難所配置職員(中学校担当) 学務課 人権教育課 青少年指導課 国保年金課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
		(小・中学校以外担当) 副班長 文書法制課長	避難所配置職員(小・中学校以外担当) 各児童館職員 各人権文化センター職員 文書法制課 契約課 工事検査課
	炊出し・食糧班	班長 市民課長 副班長 保健給食課長	市民課 保健給食課

(平成22年12月2日揭示済)